

株 主 各 位

会 社 名 タカラスタANDARD株式会社
 代表者名 代表取締役社長 渡辺 岳夫
 (コード番号：7981 東証第一部)
 問合せ先 執行役員管理本部総務部長 白坂 佳道
 (電話：06-6962-1500)

「第147回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2021年6月11日付で発送させていただきました、当社「第147回定時株主総会招集ご通知」の事業報告に一部誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

1. 訂正箇所

第147回定時株主総会招集ご通知 23ページ

(3) 会社役員に関する事項

④取締役及び監査役の報酬等 2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

2. 訂正内容

訂正箇所には下線を付して表示しております。

(訂正前)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	<u>209</u> 百万円 (16百万円)	159百万円 (16百万円)	<u>49</u> 百万円 (-)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	60百万円 (25百万円)	60百万円 (25百万円)	- (-)	5名 (3名)

(注) 1. 略

2. 業績連動報酬に関する事項

取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率であります。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためであります。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

代表取締役社長の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定し、取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率及び経営課題への取組状況の定性評価を勘案して決定しております。

なお、当事業年度の連結売上高及び連結営業利益は「1.(3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、連結売上高営業利益率は5.7%であります。

3. 略

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 渡辺岳夫に対し、各取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬の定性評価を踏まえた具体的な内容の決定を委任し、代表取締役社長において決定を行っております。

委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

5. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみで構成しており、株主総会で決議された報酬額の枠内で、各監査役の職務と責任に応じて、監査役の協議により決定しております。

(訂正後)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	210百万円 (16百万円)	159百万円 (16百万円)	50百万円 (-)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	60百万円 (25百万円)	60百万円 (25百万円)	- (-)	5名 (3名)

(注) 1. 略

2. 業績連動報酬に関する事項

取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率であります。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためであります。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

代表取締役社長の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定し、取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率及び経営課題への取組状況の定性評価を勘案して決定します。

なお、当事業年度の連結売上高及び連結営業利益は「1.(3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、連結売上高営業利益率は5.7%であります。

3. 略

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 渡辺岳夫に対し、各取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬の定性評価を踏まえた具体的な内容の決定を委任し、代表取締役社長において決定を行います。

委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

5. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみで構成しており、株主総会で決議された報酬額の枠内で、各監査役の職務と責任に応じて、監査役の協議により決定します。

以 上